

津幡町通学路交通安全プログラム

平成28年 1月 策定
(令和3年 1月 改定)

津幡町

1. プログラムの目的

登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多発する痛ましい事故が相次いでいる状況を踏まえ、教育委員会、警察、道路管理者等が連携、協働し通学路の安全点検や安全確保を図っていきます。

これまで合同で通学路を点検し、その結果を受けた対策の検討、実施を推進してきたところであり、この取り組みを着実かつ効果的に継続して実施するために、基本の方針を策定し、引き続き通学路の安全確保に取り組んでいきます。

2. 通学路安全実践委員会の設置

各小中学校の通学路の交通安全の確保を継続して推進するために、関係機関で構成し、定期的を開催する通学路安全実践委員会を設置します。この委員会の構成は関係機関となる津幡町教育委員会、津幡町立各小中学校、各PTA、石川県津幡警察署、各道路管理者、交通安全機関を基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者を加えることとします。

◆構成機関

- ・津幡町教育委員会
- ・津幡町立各小中学校
- ・石川県津幡警察署
- ・国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
- ・石川県 県央土木総合事務所 津幡土木事務所
- ・津幡町 産業建設部 都市建設課
- ・津幡町 町民生活部 生活環境課

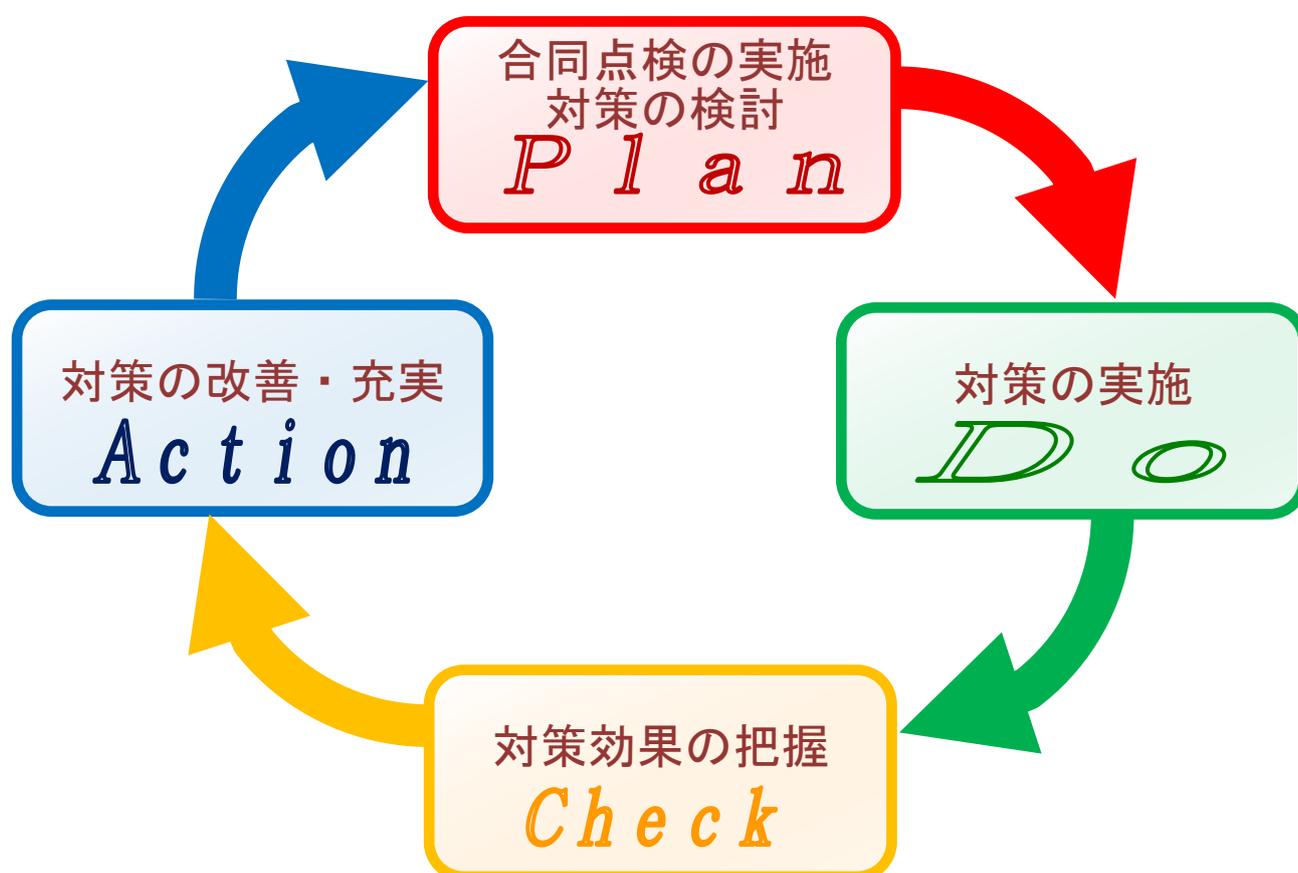
※ 通学路安全対策アドバイザー各位におかれましては必要に応じて参加していただきます。

3. 合同点検実施方法

合同点検の実施方法は、基本的には現地にて点検を行い、構成機関の担当者が立会を行います。実施時期については、前回の合同点検の実施状況や周辺環境の変化を踏まえ、地域の実情に応じて設定します。

4. 安全確保のためのPDCAサイクル

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクル（PDCAサイクル）として繰り返し実施することが継続的な安全性向上のために必要であるので、これらを基本的な考え方とし、関係者間で連携・協議の上行います。



- ・ 定期的な合同点検の実施（P l a n）

合同安全点検の実施時期は、周辺環境の変化等や梅雨、降雪などの季節等を踏まえた時期に実施します。

合同安全点検の体制は、通学路安全実践委員会の構成機関である津幡町教育委員会、津幡町立各小中学校、各P T A、石川県津幡警察署、各道路管理者、交通安全機関で行います。

- ・ 対策の検討（P l a n）

合同安全点検の結果から明らかになった対策箇所については、路肩拡幅やカラー舗装などのハード対策や交通安全指導や注意喚起などのソフト対策を各箇所において関係機関と連携して検討します。

- ・ 対策の実施（D o）

各対策箇所において対策が円滑に進むように関係機関間で連携を図り実施します。

- ・ 対策効果の把握（C h e c k）

各対策箇所において対策効果を、対策実施後の状況を確認して把握します。

- ・ 対策の改善・充実（A c t i o n）

対策効果の把握の結果から効率的・効果的な対策方法を検討するため通学路安全点検結果検討会（通学路安全実践委員会）を開催し、関係機関間で連携・協議を行い内容の改善・充実を図ります。

5. 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同安全点検による対策箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表します。